

職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについて

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により、妊娠、出産に関する言動及び妊娠、出産、育児、介護に関する制度又は措置の利用に関する言動に起因する問題に関して、事業主が雇用管理上必要な防止措置を取らなければならないことが定められました。

【妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントとは？】

職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性職員や育児休業等を請求・取得した職員の就業環境が害されること及び当該言動への対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることです。

「職場」とは…職員が職務に従事する場所を指します。

- ・通常就業している場所以外の場所でも、職員が業務を遂行する場所も含む。
- ・勤務時間外の「懇親会」などであっても、職務と密接に関連するものは職場に該当する。

「職員」とは…非常勤職員や臨時職員を含みます。

【ハラスメントの類型】

1. 制度等の利用への嫌がらせ型

- ・制度等の利用を理由に不利益な取扱いを示唆する。
- ・制度等の利用をさせないような発言をする。
- ・制度等の利用を理由に嫌がらせ的な言動をする。

「制度等」とは

- ・妊娠、出産に関する制度（妊婦の業務軽減等休暇、妊婦の通院緩和休暇、妊産婦通院休暇、産前休暇、産後休暇、配偶者出産休暇、育児休暇）
- ・育児に関する制度（育児休業、育児短時間勤務、部分休業、早出遅出勤務、深夜勤務の免除、時間外勤務の制限又は免除、育児参加休暇、子の看護休暇）
- ・介護に関する制度（介護休暇、介護時間、早出遅出勤務、深夜勤務の免除、時間外勤務の制限又は免除、短期介護休暇）
- ・休憩時間の短縮措置、家族の看護に係る職専免、育児・介護を理由とする時差出勤

2. 状態への嫌がらせ型

- ・妊娠、出産等を理由に不利益な取扱いを示唆する。
- ・妊娠、出産等を理由に嫌がらせ的な言動をする。

「妊娠、出産等」とは

- ・妊娠したこと、出産したこと。
- ・妊娠、出産に起因する症状（つわり、妊娠悪阻、切迫流産等）のため勤務できないことや勤務能率が下がったりすること。

【ハラスメントにない得る言動の例】

- 妊婦健診のために通院休暇を取得しようとしたら「休みの日に病院に行けばよい」と相手にされなかった。
- 部分休業を取得していたら「あなたが早く帰るせいで他の職員にしわ寄せがいつている」などと言われ、苦痛を感じた。
- 男性職員が育児休業を申し出たら「男なのに育休を取るのか」「今休まれると迷惑」などと言われ、請求を断念せざるを得なかった。
- 妊娠したことを理由に業務をさせない、雑用をさせるなど不当な対応をされた。
- 短期介護休暇を取ろうとしたら「早くどこかの施設に預ければいいのに」と言われた。

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの発生の原因・背景には、妊娠、出産、育児休業等に関する否定的な言動や、「性別役割分担意識」に基づく言動が頻繁に行われるなど、制度等の利用や請求をしにくい職場風土があることが考えられますので、こうした言動も含めてなくしていく必要があります。

【妊娠、出産、育児や介護に関する制度等を利用する前に】

どんな制度があるか知っておきましょう

- 妊娠、出産、育児や介護のための制度は、要件を満たせば利用が認められています。
- 産前・産後休暇は臨時職員や非常勤職員にも認められていますし、育児休業も労働条件によっては認められる場合があります。育児や介護のための制度は男女ともに認められます。

どのような制度を利用したいのかを明確に伝えましょう

- 特に、妊娠中の体調不良などは個人差がありますので、自分の状況を伝えないまま、上司等に一方的な配慮を求めても、うまく伝わりません。「医師から〇〇という指導が出ている」などと具体的に伝え、制度や措置等の利用を求めるようにしましょう。
- 制度を利用することにより、上司や同僚の仕事にも影響を及ぼす場合があることも忘れてはなりません。日頃から自分の生活状況、体調等を知らせるなど上司や同僚とコミュニケーションを図り、仕事と制度の利用が円滑に両立できるように心掛けましょう。

【ハラスメントを受けたと思ったら？】

- 受け流さず、嫌だという意志をはっきり示すことが大事です。
- 身近な信頼できる人に相談しましょう。



～お気軽にご相談ください～

(プライバシーは守られます)

職場内の相談先…所属相談員（教頭等）

職場外の相談先

①専門相談員（公立学校共済組合青森支部）：017-777-4848

②【技能職等給料表適用職員以外の職員】

人事委員会事務局職員課給与・審査グループ（審査担当）：017-734-9826

③【技能職等給料表適用職員】

青森労働局「雇用均等室」：017-734-4211（受付は平日8：30～17：15）

※匿名で相談することも可能で、相談は無料です。